

トピックス

第37号



年頭のご挨拶

安来市商工会 会長 藤原 敏孝

令和7年という新しい年を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。平素は、安来市商工会の運営につきまして、格別のご支援を賜り心よりお礼申し上げます。

昨年は、元日の能登半島地震をはじめとする数多くの自然災害に見舞われた年でした。

また長引く円安の影響をうけた輸入物価の高騰、最低賃金の上昇など、商工会小中事業者にとっては苦労の連続の一年でありました。

国内経済は、大手企業を中心に過去最高益と業績回復し、円安の恩恵を受けて外国人観光客がコロナ前以上に増加した一方で、地域の中小企業や小規模事業者は、仕入単価上昇分を販売価格へ転嫁が進まず、事業者の業種によって好不況がわかる厳しい状況が続いております。

このような状況のなか商工会では「商工会ビジョン2025」を策定し、企業を元気にして地域を守り、地域の未来をつくるため会員の皆様と商工会役職員がコミュニケーションを図り、会員事業者の繁栄となる事業計画書策定支援に真剣に向き合わなければなりません。改めて会員あつての商工会であることを認識し、事業を進めてまいりたいと考えます。

結びに、令和7年の干支である「巳年」は、一般に大きな変化や再生をもたらす年と言われておりますが、蛇が「脱皮」を繰り返して成長するように、新たなチャレンジへと踏み出し、成長を実現できる環境をつくるため、役職員全力を尽くしてまいります。

本年が、皆様にとって実りある年となりますよう心よりご祈念をし、新年のご挨拶とさせていただきます。

役員功労表彰受賞

永年役員として商工会の運営に尽力され、役員功労表彰を受けられました。

◆ 県連会長表彰

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 理事 | 長谷川 雅之様 | 女性部 | 藤原 すみ子様 |
| 女性部 | 渡辺 陽子様 | 〃 | 祖田 留美子様 |
| 〃 | 天野 房枝様 | 〃 | 中村 百合枝様 |
| 〃 | 後藤 純子様 | | |

令和6年度 商業部会・工業部会合同「視察研修」を実施しました

令和6年11月30日(土)～12月1日(日)、商業部会と工業部会の合同による「視察研修」を実施しました。視察先は岡山県で、参加者は会員9名と事務局4名の合計13名での参加となりました。

最初に訪れた日本三大稲荷「最上稲荷」では、参加者全員で、“商売繁盛”などのご祈祷を受け、事業の発展を祈願しました。その後、倉敷市の美観地区を訪れ、歴史的な建造物や趣のある景観を眺めながら、観光の取り組みや、魅力あるお店づくりの参考としました。1日目最後の視察先は、日本遺産にも認定されている「吉備津神社」に参拝し、歴史や文化に触れました。

宿泊は、岡山市内のホテルとし、近隣の居酒屋で懇親会を開催して、会員同士の親睦を深めました。2日目は、「岡山城（後楽園）」、「日本一のだがし売場」、「備前長船刀剣博物館」を視察して、2日間の行程を終了しました。

この研修を通じて、岡山市や倉敷市の歴史・文化を学ぶ良い機会となり、また集客や観光振興の取り組みに触れることで、今後の事業の発展や成長に繋がる視察となりました。



青年部 事業報告

安来市内青年4団体スポーツ交流事業を開催

11月5日(火)、広瀬中央交流センターで、安来市内の青年団体によるスポーツ交流事業が開催されました。一般社団法人安来青年会議所、安来青年経営者協議会、安来商工会議所青年部、当青年部の計26名が参加し、親睦を深めました。

この事業では、団体間の交流を促進し、市の活性化を目指すことを目的としています。当日は、フィンランド発祥のスポーツ“モルック”を通じて和やかな交流が行われ、初心者も経験者も楽しみながら競技に取り組みました。

競技後の懇親会では、参加者同士が会話を弾ませ、つながりを深めました。コロナ禍を経て久しぶりの対面交流となり、人とのつながりの大切さを再確認する場となりました。

本事業を通じて得られた絆は、今後の安来市発展の原動力となることが期待されています。



雲東ブロック商工会女性部研修会主管

女性部は9月18日(水)に今年度は安来が主管としてブロック研修会を運営しました。

当日は女性部員でもあり、経験豊富な講師実績をお持ちの竹葉・小幡美香氏を講師に迎えました。「花咲くご縁」というテーマで名物女将が伝える地域活性化への道を多くの笑いを交えながら熱く語り、参加者も大喜び。

役員は企画から当日のスタッフ部員の指導まで大忙しでしたが持ち前のチームワークで和気あいあいと難なくこなしました。お土産販売コーナーでも巧みな話術で地元の特産品を沢山販売し、この研修会を成功裡に終えました。



新入会員紹介

| 事業所名 | 代表者名 | 業種 | 地区 |
|--------------|---------|---------|--------|
| 入屋 | 加納 祐希様 | 農業 | 広瀬町奥田原 |
| 一般社団法人 雲伯福祉会 | 長瀬 憲二郎様 | 障害者福祉事業 | 伯太町東母里 |
| 家事代行 みもぞ | 森脇 沙弥様 | 家事代行 | 広瀬町町帳 |

(令和6年10月～令和7年1月理事会承認分)

ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします!

●会費：一人月額1,000円(年間12,000円)

◎ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。



ニュース掲載ツアー
1,000円～10,000円割引

5年に1度
永年勤続
5,000円～10,000円給付

健康診断6,000円補助

宿泊付き
忘新年会2,000円補助

割引指定店5%以上割引

ツアー2,000円割引

隠岐汽船1,000円割引

抽選で
お食事割引券
1,000円プレゼント

隔年
熟年夫婦旅行
10,000円補助

インフルエンザ予防接種
600円補助

祝い金・見舞金等給付

各種チケット購入補助

「2,100事業所・28,000人をサポート中」まずはお電話下さい! ジョイメイトしまね ☎(0852) 28-6555

頑張る会員さん いちっしゃ〜い!

- ▶事業所名：Hütte (ヒュッテ)
- ▶代表者：清水 萌々
- ▶住所：安来市伯太町東母里284
- ▶電話番号：0854-37-1131
- ▶営業時間：【モーニング】 8：00～11：00 (火・木・日 限定)
【ランチ】 11：00～15：00
【カフェ】 11：00～17：00
- ▶定休日：不定休 (Instagramをご確認ください)
- ▶Instagram： <https://www.instagram.com/hutte.284/> ⇒



HUTTE.284

2024年1月にオープンしたcafé Hütteさん。『自然と人を結ぶ』をコンセプトに、高台の田園風景を望む古民家で地元産の新鮮な食材を活かした週替わりのランチやスイーツ、モーニングを提供しています。代表と代表のお母さん、おばあさんと3世代で営むお店は、主婦層や地域の高齢の方にも親しまれています。歴史ある古民家の趣と広々としたお庭で、訪れる人々に癒しの時間を提供。地域の生産者との連携やイベントにも積極的に出店され、地域経済の活性化にも貢献しています。



▶事業所名：家事代行 みもざ

- ▶代表者：森脇 沙弥
- ▶住所：安来市広瀬町町帳
- ▶営業時間：9：00～16：30
- ▶定休日：土日・祝日 ※土曜日は相談に応じて
- ▶Instagram： <https://www.instagram.com/yasugi.mimosa/> ⇒



YASUGI.MIMOSA

このたび商工会に加入された森脇沙弥さんは、今年10月に現住所となる広瀬町で家事代行業を開業。事業の内容は、掃除や調理のほか、買い物代行、引っ越しの荷造りなどのサービスを提供されます。なお、事業の概要は次の通りです。

①利用料金

- 子育て世代 (乳児～小学生)
 - ・ 2時間 5,900円
 - ・ 3時間 8,100円
- 一般の方
 - ・ 2時間 6,600円
 - ・ 3時間 9,150円

※初回利用の方… 2時間4,400円 / 3時間6,600円

②対応エリア 安来・松江・米子 (30キロ以内は出張費無料)

※ご予約・お問い合わせは、DMもしくはLINEをご利用ください。 ⇒



LINE

令和6年分の確定申告のご案内

| 申告と納付期限 | 商工会 税務相談日 |
|--|---|
| 【所得税・贈与税】 3月17日(月) 【消費税等】 3月31日(月) ※振替納税をご利用の方の口座振替日 所得税：4月23日(水) 消費税：4月30日(水) | この日は商工会に税理士が来られます。 気になること、色々聞いてみましょう。 【広瀬本所】 3月5日(水)・3月14日(金) 【伯太支所】 3月10日(月) 時間：午後1時30分～4時30分 (ご予約の方を優先します) |

決算書・確定申告書を作成するにあたって

- ・所得税申告書に「定額減税」欄が追加されました！
個人事業主の方で6年度に予定納税のなかった方は、今回の確定申告の手続きによって、はじめて減税を受けられるケースが多くあります。(手続きを忘れると、減税を受けられない可能性があるので注意！)
- ・令和5年10月以降、免税事業者からインボイス発行事業者となった方へ
令和5年は短期間の消費税計算でしたが、今回は丸々1年分です。早目の資料作成と納付準備をお願いします。

★ ご注意ください！ ★

★ 税務署からの確定申告にかかる郵便物について

紙の申告書が送られないようになっていきます。「確定申告のお知らせ」ハガキが届き始めていると思います。確定申告のご相談の際は忘れずにお持ちください。
商工会でも若干用紙を置いていますが、書式のダウンロードにもご協力をお願いします。

[国税庁 確定申告 検索](#) 

★ また、1月より税務署窓口での受付收受印の押なつが廃止されました。

当面の間は提出した際、受付日付と税務署名を記載したリーフレットがもらえます。

★★ そこで利用してみませんか？ 商工会の会計ソフト「MA1」！ ★★

会計ソフト大手「ソリマチ」社のソフトを商工会仕様にしたこの「MA1」は、電子帳簿保存にも対応し、インターネットバンキング連携もでき、帳簿記入にありがちな「転記した？」「残高が合わない…」も解消。また電子申告もスムーズにできます。

①手書き帳簿を商工会で代行入力 ②ソフトを購入し自分で入力 の2プランがあります。
導入方法、料金など気になる点は商工会へお問い合わせください！

お子さまの教育資金を 「国の教育ローン」(日本政策金融公庫) がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり350万円以内

【金利】 年2.25% 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「交通遺児家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または、「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は年1.85%

(令和6年1月現在)

【ご返済期間】 18年以内

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】 (公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP(「国の教育ローン」)で検索)

または、教育ローンコールセンター(0570-008656(ナビダイヤル))

または、(03)5321-8656)までお問い合わせください。



職員人事異動

〜10月1日付〜

《新任》

経営指導員 生藤 詩乃（採用）



経営指導員

生藤 詩乃

ごあいさつ

昨年の十月から安来市商工会で勤務させていただいております生藤詩乃と申します。広島県三原市出身で、これまでは家業である楽器店で勤務していましたが、この度ご縁があり安来市商工会に採用され、昨年九月末に島根県へ引越して参りました。

着任して三ヶ月が経ちましたが、まだまだわからないことも多く、日々先輩方や会員の皆様から業務や広瀬・伯太のことについて多く学ばせていただいております。

商工会の職員としての経験がなく皆様にご不便をおかけすることも多々あると存じますが、一日も早く仕事を覚え、会員の皆様のお役に立てるよう日々精進してまいります。どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら
無理のない月額で積立をしたい

Be a Great Small.
中小機構

制度の特長

1

経営者のための
退職金制度

2

掛金は
全額所得控除

3

受取時も
税制メリット

他にもこんな特徴があります。

- ・ 月々の掛金は1,000円から
- ・ 契約者貸し付けの利用が可能
- ・ 共済金の受給権は差押禁止

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご希望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。新規加入、掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、氏名・住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は2次元コード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索

2023.9

子育てしやすい 職場づくりに取り組む 企業を応援します

島根県補助事業
島根創生 SHIMANE SOUSHI

事業者の皆様へ

子育てしやすい職場づくり奨励金

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本店、営業所等)

奨励金 **10万円** [1制度導入] 上限20万円

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和6年度(4/1~3/31)内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の有給休暇制度
(対象)18才までの子どもがいる労働者 (実績)対象者1名が合計8時間以上利用

イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)
【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】
(対象)1才以上小学6年生以下の子どものいる労働者 (実績)対象者1名が合計20日以上利用

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などに活用していただくことができます。

出産後の職場 復帰に取り組む 企業を応援します

産後職場復帰奨励金

労働者30人未満の事業所、かつ初めて本奨励金を申請する事業所の場合 奨励金 **20万円/人**

上記以外の常勤労働者50人未満の事業所 奨励金 **10万円/人**

労働者30人未満の事業所、かつ初めて本奨励金を申請する事業所の場合

育児休業を3ヶ月以上取得し職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後とも取り組むこと

※奨励金は、事業者にお支払いを致します。※奨励金の用途に定めはありません。※要件を満たした労働者は、何人でも申請できます。

詳しい内容・申請方法は、
お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL0852-21-0651
島根県商工会連合会石見事務所 TEL0855-22-3590